

第26回 光市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年7月15日(金) 午前9時30分から午前10時30分

2 開催場所 光市役所 3階 第5会議室

3 出席委員(19人)

農業委員

1番	田村	尚利
3番	出穂	真奈美
4番	小林	勉
5番	鬼武	敬子
6番	西岡	正信
7番	宮内	昭壽
8番	藤本	準一
9番	吉岡	弘
11番	弘田	靖
12番	田村	耕一(会長)

農地利用最適化推進委員

1番	國弘	久男
2番	濱田	俊文
3番	末岡	博
4番	小山	秋芳
5番	重田	正憲
6番	城	俊治
8番	秋山	孝
9番	森本	鉄之
10番	西村	隆裕

4 欠席委員(2人)

農業委員

2番	河村	晴夫
10番	山本	忠男

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

議案 第1号 農地法第5条転用許可申請に対する許可決定について

議案 第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく
農用地利用集積計画の承認について

議案 第3号 農地法第3条第2項第5号に規定する面積にかわるべき
別段の面積（下限面積）の設定について

報告 第1号 農地法第4条転用届出に係る局長専決処理について

報告 第2号 非農地証明について

報告 第3号 農地法施行規則第53条第14号の認定について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 太田 隆一

農地係長 松原 耕二

農政振興係長 寺尾 貴志

議長

みなさんおはようございます。

只今から、第 26 回農業委員会総会を開会します。

本日出席の農業委員は 10 名、農地利用最適化推進委員 9 名で定足数に達しており、総会は成立しています。

次に、光市農業委員会総会会議規則第 20 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ございませんか。

(なしの声)

議長

それでは、本日の議事録署名委員は、8 番、藤本準一委員、9 番、吉岡 弘委員にお願いします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の寺尾係長を指名いたします。

議長

それでは議事に入りたいと思います。

事務局から議案について説明をお願いします。

事務局

総会議案の 1 ページをご覧ください。

「農地法第 5 条転用許可申請に対する許可決定について」説明いたします。

今月の申請は 2 件です。

それでは、議案第 1 号番号 1 について説明いたします。

「別紙位置図」の農地法第 5 条 1-1 と 1-2、および「議案第 1 号参考資料」の 1 ページと 2 ページを併せてご覧いただけたらと思います。

本件は所有権移転による転用許可申請となっております。

申請者ですが、譲受人は広島県大竹市に居住の個人で、譲渡人は周南市に居住する個人です。

申請のあった土地は、大字小周防地内の、周防出張所から北東約 700 メートルに位置する 1 筆で、登記地目は田、面積は 249 m²の農地です。

譲受人の実家が申請地の南側に隣接する宅地で、宅地への進入路が狭く駐車スペースも手狭で困っていたところ、譲渡人が市外に居住のため管理が難しいと考えていた対象地について譲受人に売却することで合意されたものです。

では、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

「議案第1号参考資料」1ページの(3)をご覧ください。

許可の要件である、ア立地基準と、イ一般基準について説明いたします。

まず、ア立地基準からです。

それでは(ア)「農地の区分」についてです。

当該農地は、第1種農地、第3種農地のいずれにも該当しないことから、第2種農地と判断いたします。

なお、第2種農地についての農地転用許可申請は、他の農地で代替ができない場合に転用可能となっています。

今回は隣接する宅地の駐車場として農地転用の申請が提出されたものであり、他の農地での代替はできないことから適当と判断いたします。

ここからは、イ一般基準です。事業の実施について、その確実性・周辺農地への影響等について審査いたします。

まず、イの(ア)「転用の目的」ですが、駐車場及び進入路ということであり、問題ありません。

次に、(イ)「資力及び信用」についてですが、提出されている資金計画書・預金残高証明書等から、問題ありません。

次に、(ウ)「転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況」ですが、農地基本台帳によると貸借等の関係も特になく、これには該当いたしません。

続いて、(エ)「遅滞なく転用目的に供することの確実性」についてですが、事業計画書等により問題ありません。

次に、(オ)「行政庁の免許、許可、認可等の処分見込み」についてですが、これは該当するものはありません。

次は、(カ)「一体利用地の利用見込み」についてですが、事業に供される用地はすべて取得される計画であり、特に問題はありません。

さらに、(キ)「計画面積の妥当性」についてですが、申請に係る農地面積が、事業の目的から見て適正と認められない場合は許可しないことになっていますが、事業計画書等から判断し適当です。

続いて、(ク)「周辺の農地に係る営農条件への支障の有無」についてですが、転用目的が駐車場及び進入路であり、被害防除計画書の内容等からも判断し、近隣農地への影響については問題ありません。

以上、許可に必要な要件はすべて満たしていると判断いたします。

なお、この件につきましては、重田委員に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

説明は以上でございます。

議長 重田委員、補足説明をお願いします。

推5番 今、事務局から詳しい説明がありましたとおりで、担当委員としては特に問題ないと考えております。

議長 これより質疑に入ります。何かございませんか。

(なしの声)

議長 ご異議がないようですので採決いたします。
議案第1号番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第1号番号1は原案のとおり決定いたしました。

事務局 つづきまして、議案第1号番号2について説明いたします。

「別紙位置図」の農地法第5条2-1と2-2、および「議案第1号参考資料」の3ページと4ページを併せてご覧いただけたらと思います。

本件は所有権移転による転用許可申請となっております。

申請者ですが、譲受人は東京都の法人で、譲渡人は市内に居住する個人です。

申請のあった土地は、大字三輪地内の、大和支所の南約500mに位置する1筆で、登記地目は田、面積は2,766㎡の休耕地です。

譲受人が太陽光発電設備を設置目的で用地を探していたところ、譲渡人が対象地を平成16年に相続して以降、保全管理のみで耕作を行っておらず管理に苦慮していたところ、譲受人と農地の売却について合意に至ったものです。

では、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

「議案第2号参考資料」の(3)をご覧ください。

許可の要件である、ア立地基準と、イ一般基準について説明いたします。

まず、ア立地基準からです。

それでは（ア）「農地の区分」についてです。

当該農地は、第1種農地、第3種農地のいずれにも該当しないことから、第2種農地と判断いたします。

なお、第2種農地についての農地転用許可申請は、他の農地で代替ができない場合に転用可能となっています。

今回は、譲受人が設置可能な農地を複数検討した結果、最も日照条件のよい当該農地選択しており問題ないと判断いたします。

ここからは、イ一般基準です。事業の実施について、その確実性・周辺農地への影響等について審査いたします。

まず、イの（ア）「転用の目的」ですが、太陽光発電設備の設置ということであり、問題ありません。

次に、（イ）「資力及び信用」についてですが、提出されている資金計画書・預金残高証明書等から、問題ありません。

次に、（ウ）「転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況」ですが、農地基本台帳によると貸借等の関係も特になく、これには該当いたしません。

続いて、（エ）「遅滞なく転用目的に供することの確実性」についてですが、事業計画書等により、問題ありません。

次に、（オ）「行政庁の免許、許可、認可等の処分見込み」についてですが、これは該当するものではありません。

次は、（カ）「一体利用地の利用見込み」についてですが、事業に供される用地はすべて取得される計画であり、特に問題はありません。

さらに、（キ）「計画面積の妥当性」についてですが、申請に係る農地面積が、事業の目的から見て適正と認められない場合は許可しないことになっていますが、事業計画書等から判断し適当です。

続いて、（ク）「周辺の農地に係る営農条件への支障の有無」についてですが、転用目的が太陽光発電設備の設置であり、被害防除計画書の内容等からも判断し、太陽光設備の設置が近隣農地へ与える影響については問題ありません。

なお、当該農地内に他の水田へつながる用水路が存在するため、水路の確保を許可の条件として付記することとしたいと考えております。

以上、許可に必要な要件はすべて満たしていると判断いたします。

なお、この件につきましては、本日は欠席されております河村委員に調査をお願いし、水路の確保が必要な点を除き、特に問題ない旨の回答

をいただいております。
説明は以上でございます。

議長 これより質疑に入ります。何かございませんか。

推1番 通常、太陽光発電が設置されると敷地はフェンスで囲われ、容易に敷地内に入れなくなります。例えば、用水路に物が詰まったりして、下流の田んぼに水が回らないような事態が起こることも考えられますが、用水路の確保とはどのようなものですか。

事務局 先ほど説明で申し上げたとおり、設置業者に対して水路の確保を許可の条件として付記することにしていきます。具体的には、水路の管理が不要となる施工を条件にします。また、不測の事態が発生した場合、担当者に連絡すれば敷地内に立ち入りができるようにしてもらいます。

議長 他に何かございませんか。

(なしの声)

議長 ご異議がないようですので採決いたします。
議案第1号番号2について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第1号番号2は原案のとおり決定いたしました。
続いて事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の承認について」を説明します。
光市長から、農用地利用集積計画の決定を求められています。
別紙の農用地利用集積計画書をご覧ください。
今回は新規が2件、2筆で面積は2,950㎡です。
貸し手、借り手、土地の所在その他、各計画内容につきましては、記

載のとおりでございます。

なお、以上の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしております。

説明は以上でございます。

議長

これより質疑に入ります。何かございませんか。

(なしの声)

議長

ご異議がないようですので採決いたします。

議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。
続いて事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第3号「下限面積(別段の面積)の設定について」です。
議案では1ページですが、議案第3号について別紙をお付けしておりますのでそちらをご覧ください。

本件については、毎年、設定または修正の必要性を検討し、総会等で審議することとなっており、例年7月に上程しているところです。

2020年農林業センサスの結果、及び農地利用状況調査の結果より、市内の経営耕地面積の減少率に対しまして、農家数の減少率のほうが上回っておりますことから、農家1軒あたりの耕地面積は増加の傾向となっておりますが、一方で、市内の営農環境は引き続き厳しい状況が続いており、営農意欲を持っている小規模農家への農地の優先利用を確保するため、設定面積の変更は行わず、引き続き30アールでの提案させていただきたいと思っております。

なお、議案第3号については参考資料をお配りしておりますが、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案が令和4年5月に成立、公布されました。

今回の改正に「農地の取得面積に係る下限面積の廃止」が含まれており、公布の日から1年以内の令和5年5月までには下限面積の設定がな

くなる予定となっております。

ただし、下限面積以外の要件である農作業常時従事要件などは現時点で変更とはなっておりません。

下限面積の設定はなくなる予定ではありますが、改正が施行されるまでは下限面積の設定が求められますことから、当市の設定面積の変更は行わず、引き続き下限面積を 30 アールとしたいと考えております。

説明は以上でございます。

議長 これより質疑に入ります。何かございませんか。

(なしの声)

議長 ご異議がないようですので採決いたします。

議案第 3 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第 3 号は原案のとおり決定いたしました。

議長 来年、下限面積の設定が無くなったときは、広報等で周知を図るよう事務局にお願いをしておきます。

議長 続きまして、報告事項に入ります。

事務局 続きまして、報告事項の第 1 号から第 3 号までを一括して説明申し上げます。

報告第 1 号「農地法第 4 条転用届出に係る局長専決処理について」です。今回届出の件数は、1 件でした。

内容については記載のとおりでございます。

なお、届出書類は添付書類も含めて完備しておりましたので、事務局長専決により受理いたしました。

続きまして、報告第 2 号「非農地証明について」です。

証明願の件数は 3 件でした。

内容については記載のとおりです。

地区担当の委員さんほか2名の委員さんと、事務局1名による現地調査の結果、記載のとおり農地法の適用を受けないものであると認め、非農地証明を交付しました。

続きまして、報告第3号「農地法施行規則第53条第14号の認定について」です。

農地法施行規則第53条では農地転用許可が必要ない例外について規定しており、その14号に認定電気通信事業者が中継施設に必要な敷地、があります。

このことから、いわゆる携帯電話の電波塔は転用許可が不要となっています。

ただし、電波塔の設置が他の農地等に影響が出てはいけないため、事前に農業委員会に対して設置についての意見の照会が行われることとなっており、その照会に対する認定を行ったものが今回の報告第3号です。

今回の認定件数は、1件でした。

内容については記載のとおりです。

一時転用は設置工事期間中のみで、永年転用の電波塔も必要最小限のみの面積であり、また、他の農地への影響がない位置であったことから、認定通知を交付しております。

説明は以上でございます。

議長 只今の報告第1号、第2号及び第3号について、質問、意見等がありましたらお願いします。

(なしの声)

議長 質問、意見等が無いようでしたら、これらは報告案件でございますので、ご了解いただきたいと思います。

以上で、第26回光市農業委員会総会を閉会いたします。

上記は、令和4年7月15日開催の第26回光市農業委員会総会の議事録である。

令和4年 月 日

光市農業委員会 会長 _____

上記の議事録は、正当と認め署名いたします。

議事録署名人

光市農業委員 _____

光市農業委員 _____